

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月15日現在

機関番号：17401  
 研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2009～2011  
 課題番号：21730643  
 研究課題名（和文） キャリア教育におけるコミュニケーション能力開発の規範的正当性に関する研究  
 研究課題名（英文） A Criticism of Career Education in Japan: Concerning “Communication Ability”  
 研究代表者  
 小林 大祐（KOBAYASHI DAISUKE）  
 熊本大学・教育学部・准教授  
 研究者番号：50348819

## 研究成果の概要（和文）：

日本で実施されているキャリア教育推進政策は、若年就労支援策として若年者個人の「コミュニケーション能力」の開発を学校に期待している。その根拠とされている中央教育審議会答申は、経営者団体のインタレストを反映していて、その正当性は必ずしも自明でない。批判的社会理論は、コミュニケーション的行為の本来の価値がこの施策によって危機にさらされている事態を明らかにするが、同時に、コミュニケーションへの参加資格の問題を浮上させる。本研究の成果として以上のことが明らかになった。

## 研究成果の概要（英文）：

In this decade Japanese government has promoted Career Education. It expects for schools to develop children's “communication ability”. The government explains that this policy is based on the report from the Central Council for Education, which reflects interests of business community. Critical social theory on the one hand reveals that the policy is to spoil potentiality of communicative action and on the other hand raises a problem of how to recognize an action as fairly communicative or not.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教育学

キーワード：教育思想、能力主義

## 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国では労働市場に関する諸規制の緩和によって、失業や不安定就労の問題が深刻化している。労働力調査などの統計によれば、その傾向は25歳未満の若者層におい

て特に顕著である。この現実に対して政府は2003年に、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の連名で「若者自立・挑戦プラン」を発表し、小学校段階からのキャリア教育を若年就労支援

政策の最重要課題として推進し始めた。

ところで、日本のキャリア教育推進施策は、エンプロイアビリティ（就職能力）の開発を若年就労支援の重要課題とする点で英国やEUの施策と共通するところがあるものの、「コミュニケーション能力」の開発を特に重視しているという点では、独特のものである。本研究を開始するにあたっては、その点にしっかりと焦点を合わせた学術的な政策分析（施策の有効性や正当性を検証し、必要に応じて代案の基盤となりうる知見を示す研究）が求められていた。

## 2. 研究の目的

前述のような背景から必要とされていたところに応じて、すでに、いくつかの先駆的研究が実施されている。

たとえば、ある計量社会学的研究は次のような事実を明らかにしている。すなわち、定型化された知識の定着具合を見る従来型の能力主義に比べて、対人能力重視型の能力主義では、基準となる能力が家庭環境の微細な部分に影響を受けて形成されるために、「教育機会の均等」という規範をすり抜けて格差を生じやすい。

また、いくつかの教室文化研究によれば、日本の学校では、昨今、現実世界から撤退する向きを持った語らいへの参与の度合いによって上下関係を読みあうような生徒間秩序が支配的である。このことを踏まえれば、「コミュニケーション能力」の開発カリキュラムを実施した場合に、おそらくインフォーマルな抵抗にあって奏功しがたいであろうということは、ある程度まで明確に予測できる。

さらに、キャリア教育に関する施策の動向を整理した先行研究においては、次のことがはっきりと指摘されている。すなわち、政府が施策を通じて示しているエンプロイアビリティ開発のカリキュラムモデルには、具体的な職業に即した知識や能力の習得が含まれていないという欠陥があり、もし、政策の構想のとおり学校がキャリア教育を実施するならば、そのような教育は態度主義や適応主義の域を脱しようがない。キャリア教育を通じて育てられようとしている「コミュニケーション能力」も、そうした限界のうちに留められる。

このように、先駆者の実施した諸研究によって、キャリア教育推進施策の有効性は疑わしいものであることが示されている。

ただし、これらの知見においては、キャリア教育を実施した場合に施策者の思うような結果が得られるかどうかということが批判の基準となっている。それが重要な知見であることを否定するものではないが、そもそもキャリア教育を推進することの目的が正

当なのかどうかという基準を立てることも、あわせて必要ではないだろうか。キャリア教育推進の前提にある規範（あるいはそれはキャリア教育推進施策を批判する者にも共有された規範かもしれない）を問題にするような研究が、政策分析をいっそう十分なものとするために、あわせて必要なのではないだろうか。

こうした問題意識により、本研究では、キャリア教育政策の推進によって「コミュニケーション能力」の差異に基づく就業格差が是認されるようになりつつある状況を対象とし、その状況の妥当性を問う。わけても、コミュニケーションに関する能力の固有の価値を究明し、それに照らして能力主義への対抗的規範を原理的に組み立て直すことが本研究の目的である。公教育を通じて様々な人間のコミュニケーションに関する能力を規格化することは、ここで新たに立て直される規範に拠って正当と判断されるだろうか。本研究では、この問題を解き、それによって、キャリア教育や若年就労支援のあり方を検討する際の基盤的知見を提示しようとした。

## 3. 研究の方法

研究の目的を達成するために、いくつかの中間課題を設定した。

第一に、キャリア教育を推進する一連の施策において、若年者の「コミュニケーション能力」が重視されているのは、どうしてなのか。政策の立案過程で参照された文書資料等を手がかりに分析して、事情を究明する。

第二に、人間の諸能力の相互連関やその本質的に社会的な発達過程を視野に収めて、コミュニケーションに関わる能力の位置づけを明らかにする。これには、学校教育課程の複線化に対抗して構築された教育人間学的な能力主義批判の思想を、手がかりにすることができる。また、人間社会を構成する諸行為の相互連関と、そこに占めるコミュニケーション的行為の位置づけを詳細に検討しているということから、批判的社会理論の系譜において展開された「コミュニケーションの行為の理論」を、もう一つの重要な手がかりにする。

これらの課題から得られる成果を対照することによって所期の目的はある程度まで達成されるものと予見されたが、本研究では、そこに加えて三つ目の中間課題を設定した。つまり、「コミュニケーション的行為の理論」を社会正義の基礎付けとすることに関して、最近の思想文化においては、そのこと自体の妥当性が問われ始めている。ここでは、その一例として、フェミニズム倫理学から提起されている問題の意味を検討することにした。そうすることによって、「コミュニケーション能力」を指標とする型の能力主義に対して、

批判の射程をさらに広げ、提示されるべき代案的原則の基礎をいっそう深く掘り下げられるようにする。

#### 4. 研究成果

はじめに、キャリア教育を推進する施策において若年者の「コミュニケーション能力」が重視されているのはなぜか、という問題について。

これまで、施策の当事者である政府の説明をもとに、キャリア教育を推進する根拠は、1999年の中央教育審議会答申（『初等中等教育と高等教育との接続の改善について』）にあるとされてきた。確かにその答申には、小学校段階からのキャリア教育を実施する必要性に触れたくだりが含まれている。だが、答申の表題に明らかなように、このときの審議の主題は、高等学校までの教育と大学での教育とのあいだをどうつなぎ直すかということであった。キャリア教育を実施することがこれに対する回答になるというのは、素直に考えて解せない。そこで、文脈をはっきりさせるべく、答申の全文を文部大臣による諮問理由説明と併せて読んだ。その結果、やはり、キャリア教育の提案が諮問に対する回答の中心であったと理解することはできず、明らかになったのは、むしろ、次のことだった。すなわち、この審議を期に、学校教育と職業生活の接続に関する改善策として、形のうへでは付随的に提案されたというのが、キャリア教育推進施策の発端に関する真相である。

それでは、このとき、学校教育と職業生活の接続について改善を求め、果たしてキャリア教育の実施という答えを出させたものは、何であったのか。

このことを究明するために、中央教育審議会の議事録を調査し、審議経過の分析を行った。そうしたところ、一連の記録の中から、「初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会（第9回）議事録」に重要な痕跡を発見した。つまり、議事録の明かすところによれば、中央教育審議会はこの小委員会で当時の日本経営者団体連盟に意見聴取を実施していて、そのときの意見内容を後に答申の当該部分に反映させていたのである。

その意見内容は、次のようなインタレスト（関心／利害）を表現するものであった。すなわち、経済活動が競争を激しくするなかで、これからの企業経営は、非正規雇用を大量に生み出すような合理化を進めなければならない。そうしたときに、若年労働者が離転職を繰り返したり非就労状態にとどまったりしないで、変化した雇用環境に適応できるように、それだけの職業観や勤労観を持たせる教育を、企業経営者は学校に対して要求する。

そして、経営者が被使用者を「企業の中のチームづくりに同化させていく」ことができるように、若年者に「コミュニケーション」の能力を育てておくことを、企業経営者は学校に対して要求する、と。

以降、キャリア教育推進施策はこうした事情に沿って展開され、「コミュニケーション能力」を重視したエンプロイアビリティ開発のカリキュラムモデルも、こうした経緯に規定されて作成されてきたことになる。以上が一つ目の中間課題に関する研究の成果である。

次に、コミュニケーション的行為やそれに関わる能力の位置づけについて。

わが国では、高度経済成長期に学校教育課程の能力主義的複線化が進められようとしたとき、それに対抗して、ある種の教育人間学的な研究が活発になった。まず、それらの研究資産の再評価を行うことで、本研究にとって以下のような成果を得た。

たとえば、勝田守一（『能力と発達と学習』国土社、1964年）は、人間の思考にとっての言語の働きに注目して、次のことを明らかにしていた。すなわち、個人の人格は諸能力の統合のユニークな様態として形成されるものであるが、そこにいう人格の要素であるところの諸能力は、社会的な関係の中での学習を通じて発達するものであり、また、ある能力要素の発達が常に別の能力要素の発達に影響を及ぼすような複雑な仕方で発達するものである。

また、このことからすると、人間の能力の発達は当の個人に全部を帰責できるような事柄ではない。よって、どの個人も、ある時点での能力の発達具合によって学習の機会を制限されてよいということではなく、逆に、能力の発達の必要に応じた学習の機会をいつでも保障されてよい。当時の教育人間学的な研究は、そうした規範法則を明らかにするところまで進んでもいた。

そして、これらの学識に対照させてみると、「コミュニケーション能力」をエンプロイアビリティとすることについては、次のような点で正当性に疑わしさのあることが明白となった。第一に、「コミュニケーション能力」を、あたかもパズルの独立したピースのようにして、人格から取り出して測定したり育成したりすることは、不可能ではないか。第二に、「コミュニケーション能力」の発達不全を理由に雇用機会を制限することは、能力の発達に必要な学習機会の保障を社会の側から免責することになり、一方で、事態の責を当人の側に不当に帰することになっているのではないか。

以上のことに加えて、批判的社会理論の系譜にあった「コミュニケーション的行為の理論」からは、以下のような学識を借りること

ができた。

ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』河上倫逸他訳、未来社、上・中・下、1985-1987年)に倣えば、コミュニケーションは人間の社会を構成する最も基本的な活動である。つまり、ハーバーマスによれば、二者以上のあいだで互いの行為が衝突し、何らかの調整を経て一定の秩序がつけられるとき、その秩序ないし秩序生成の過程が社会である。このとき、行為を調整する様々な方法の中で最も原初的な方法が、合意による調整としてのコミュニケーションだという。それ以外の方法による行為調整(たとえば、貨幣を媒体とする調整としての経済や、権力を媒体とする調整としての行政など)はいずれも、一定のコミュニケーションを経て、貨幣や権力に合意の代わりをさせることが合意されて、初めて正当性を帯びたものと見なされるからだ。したがって、経済や行政などはコミュニケーションによって基礎づけられた行為調整であり、その正当性が疑われるときには、いつでもコミュニケーションの水準に戻して批判されてよい。

このように、経済や行政といった社会のサブシステムに対してそれらの正当性を基礎づけるという点で、コミュニケーションには固有の価値が期待される。ただし、そのためには、コミュニケーション自体が行為調整としてきちんと機能しなければならない。それはどのようなように可能か。

ハーバーマスの推論に従えば、それを可能にするのは、コミュニケーションを構成する発話行為が批判可能な妥当要求と結びつけられているという事態だ。つまり、コミュニケーションにおいて、話し手は、聞き手にとっても正しいと話し手自身が信じられる内容を発話し、しかも、その発話は、聞き手からの批判に開かれている必要がある。批判に応じて理に合った説明ができれば信念を改めるのは聞き手であるが、理に合った説明に失敗すれば、話し手のほうが自分の信じていたことを訂正する。この条件が満たされなければ、コミュニケーションは期待される価値を実現できない。

こうした学識に基づいて、次のように言うことができる。すなわち、もしも「コミュニケーション」が当事者のうちの一方を他方に「同化」させることを目的とし、その点での成果を志向して遂行されるならば、それはもはやコミュニケーションとは認められないほどに、本来のポテンシャルを死滅させられている。つまり、キャリア教育の枠組みによる「コミュニケーション能力」の開発は、この点でも正当性を疑われることが明らかとなった。

以上が二つ目の中間課題までを含めた研究の成果である。

ところで、「コミュニケーション的行為の理論」を社会正義の基礎付けとすることに関して、最近では、それ自体の妥当性もまた疑いにさらされている。最後に、そのことの意味について。

ここでは主に、セイラ・ベンハビブ (Seyla Benhabib, *The Rights of Others*, Cambridge University Press, 2004; Seyla Benhabib, *Situating the Self*, Cambridge: Polity Press, 1992; Seyla Benhabib, *Critique, Norm, and Utopia*. New York: Columbia University Press, 1986) や、ナンシー・フレイザー (Nancy Fraser, *Unruly Practices*, Cambridge: Polity Press, 1989) の仕事を手がかりにした。彼女たちの著作を精査することによって捉えられた問題提起の意味を簡単にまとめると、次のようである。すなわち、他者が必要としていることについての妥当な解釈とは、どのようにして成り立つものか。何らかの必要を表現している者と、その必要を満たそうと試みる者とのあいだに、当の必要をめぐって認識の違いがあれば、そのとき行為調整としてコミュニケーションが遂行されるかもしれない。ただ、誰がこのコミュニケーションに参加し、だれがコミュニケーションから排除されるべきかという問題には、どう答えたらよいか、と。

このことが実際に問題になる事例としては、難民認定などが挙げられている。国家はその成員に人権を保障するための物理的装置であるが、一方で、成員の範囲を決定することは、一般に、当の成員の権利だと考えられている。しかし、そのような考え方に従うと、難民など(人権侵害の危険に晒されていて、国家による保護を必要としているのに、まだその成員ではない人々)は、国家による保護を受けられるか否かという切実な問題に関して、決定権を持つことができない。これではいかにも不都合である。

一般化し直すと、コミュニケーションによって物事の正当性を基礎づける試みに関しても、これと同様の困難が見られるということだ。つまり、正当なコミュニケーションの様式を先取りの決めてしまうと、その様式(たとえば十分に理知的な言語行為)の批判を請求する他者とのあいだには、正当とされるコミュニケーションが成立し難くなる。

こうした問題提起を対照させることによって、本研究の最後に、問題を以下のように立て直して解くことが今後の課題として開かれた。

第一に、能力の発達に関わって求められる学習の内容や方法をめぐって、学習者とその指導者とのあいだに成立する合意。この合意の正当性は何によって基礎づけられるか、あるいは、そもそも何かによって基礎づけられるものなのか。

第二に、キャリア教育を推進する近年の施策や、それを受けて各学校で編制された教育課程においては、「コミュニケーション能力」の開発が若年者にとって必要なこととして含まれているけれども、そのことは正当だろうか。この問いに答えて正当性を主張することは、単に上述の第一の問題を具体例に即して解くということではない。それは、問題に自己言及を含ませたうえで、それでも、それを解いて正当性を証明することができるかと主張することにほかならない。いったい、この自己言及をどう解き開いたらよいか。

付言して。

この最後に立て直された問題を解くためには、人格を賭した個人の情動的な承認要求に着目し、それを起点として社会の成り立ちを説明し直してみるのが有効かもしれない。本研究では、「コミュニケーション的行為の理論」を踏まえつつ別の仕方で社会正義を基礎付けようとしたもうひとつの批判的社会理論として、アクセル・ホネット（『承認をめぐる闘争』山本啓他訳、法政大学出版社、2003年；『正義の他者』加藤泰史他訳、法政大学出版社、2005年；Axel Honneth, *Redistribution or Recognition?* co-authored with Nancy Fraser, London: Verso, 2003)の仕事についても調べてみた。上述の解法は、そうする過程で形になったひとつの暫定的な方法である。理知的言語行為よりも深く基底を掘り下げるという点で、検討に値する解法ではないだろうか。

ただし、関連学会等での研究討議に参加して確かめたところによれば、この解法については成否の見通しに関する判断を躊躇している研究者の少なくないことがわかった。これ以上の研究を進めるには、別に十分な検討の機会が必要と考えられる。

以上が本研究の成果である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 小林大祐、キャリア教育推進政策の立案過程とその批判——「コミュニケーション能力」の指導を焦点に、熊本大学教育実践研究、29号、査読無、2012、37-45
- ② 小林大祐、コミュニケーション能力主義の問題——「若年者就職基礎能力支援事業」の廃止によせて、熊本大学教育学部紀要人文科学、59号、査読無、2010、105-111

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小林 大祐 (KOBAYSHI DAISUKE)

熊本大学・教育学部・准教授

研究者番号：50348819

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし